

第4章

施策の展開

推進目標

1

【体制づくり】

見えにくい課題を抱えている人に気づき 必要な支援と地域につなげる

(塩尻市全世代対応型支援体制整備事業実施計画)

塩尻市全世代対応型支援体制整備事業実施計画とは

本市において、全世代対応型支援体制を整備するために必要な事業や実施体制などを定める計画（法第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画）です。

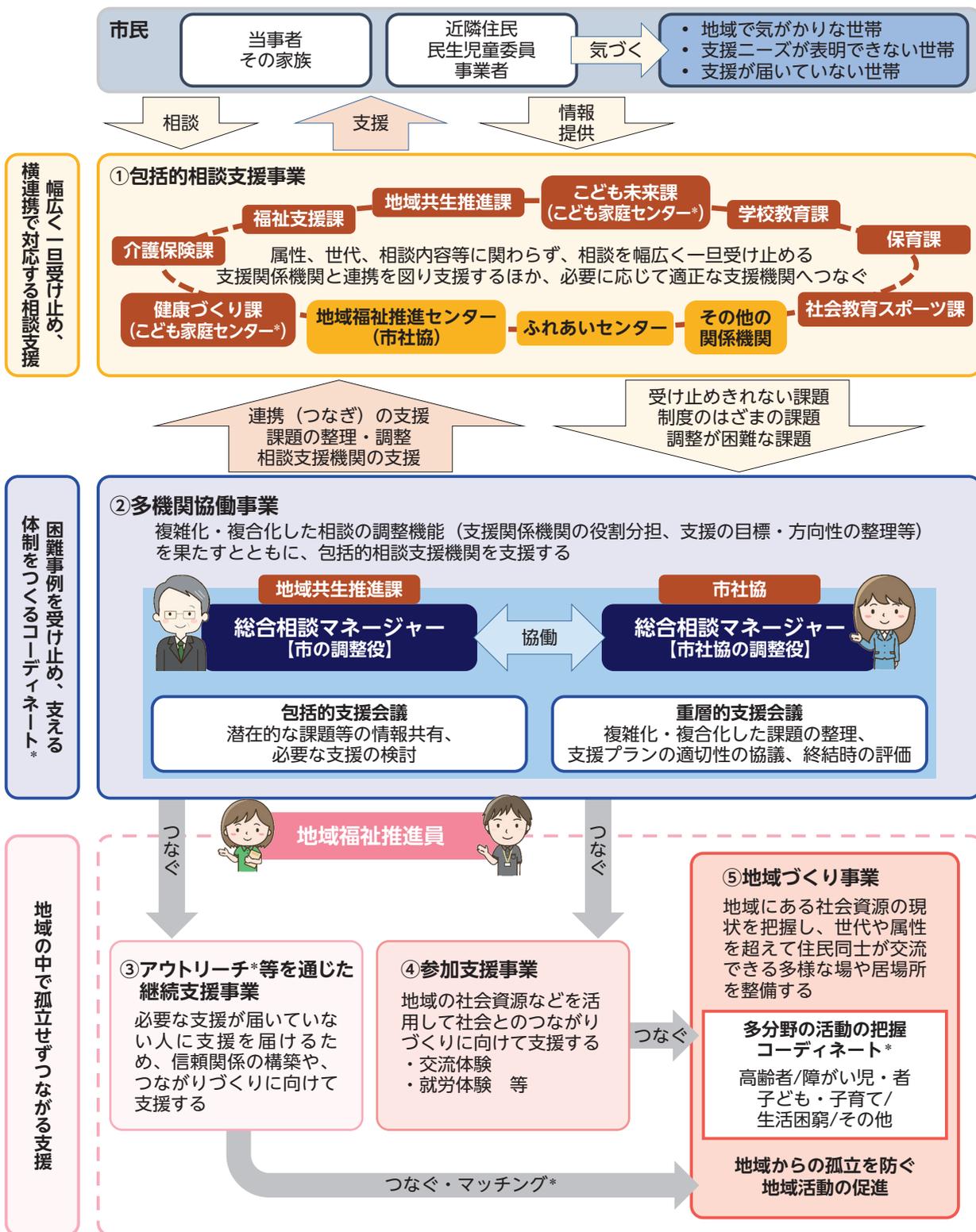
全世代対応型支援体制とは、複雑化・複合化した課題や制度のはざまにある支援ニーズなど、支援の届かない「はざま」を埋めるため、世代や分野、制度の縦割りを超えて、制度や支援、地域の活動を重ね、「誰一人取り残さない」すべての世代に対応する支援体制を整備するものです。この支援体制は、幅広く受け止める相談支援機関を支援し、複雑化・複合化した課題などを整理・調整する担当職員（総合相談マネージャー）と、地域で寄り添い孤立させない伴走支援を担う職員（地域福祉推進員）を配置するとともに、本市の既存の相談支援の仕組みを活用しながら、属性や分野、世代等を問わない包括的な支援体制を構築することにより、本計画の基本理念である「誰もが役割と生きがいを持てる地域共生社会の実現」を目指すものです。



施策の展開

本市の全世代対応型支援体制整備事業では、①～⑤の事業を一体的に実施します。

図表 27 本市の全世代対応型支援体制整備事業のイメージ



【解説】

① 包括的相談支援事業

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、既存の相談支援機関で相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。当該相談支援機関のみでの対応が難しい場合は、関係機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な相談支援機関等へつなぎます。

② 多機関協働事業

相談支援機関が受け止めた相談のうち、複雑化・複合化し調整が困難な事例等は「多機関協働事業」につなぎます。

多機関協働事業では、各相談支援機関の役割分担や課題を整理し、「重層的支援会議」において、支援プランの適切性などを協議します。重層的支援会議を通じて、関係者間で合意形成を図りながら、円滑な支援ネットワークを構築します。また、潜在的な相談ニーズに関しては、「包括的支援会議」において関係機関が情報共有を図り、必要な支援等を検討します。

この多機関協働事業を担う調整担当職員として、「総合相談マネージャー」を市と市社協にそれぞれ配置します。

総合相談マネージャーとは？
(市及び市社協に配置)

- 調整が困難なケースなどの調整、支援の検証
- 相談支援機関の支援
- 潜在的相談ニーズの顕在化、支援のつなぎ



③ アウトリーチ*等を通じた継続支援事業 / ④ 参加支援事業 / ⑤ 地域づくり事業

重層的支援会議で検討した支援プランに基づき、「③アウトリーチ*等を通じた継続支援事業」「④参加支援事業」「⑤地域づくり事業」につなぎます。

これらの事業を推進するために「地域福祉推進員」を圏域ごとに配置(市社協に委託)します。「地域福祉推進員」は、複雑化・複合化した課題を有する当事者を地域で孤立させないため、寄り添いつながり続ける伴走型支援を推進するとともに、民生児童委員や相談支援機関などの関係機関と連携しながら、地域の課題等を把握し、その課題等を解決するための地域住民による支え合いの仕組みづくりやサービスの創出など、住みやすい地域づくりを支援します。

③ アウトリーチ*等を通じた継続支援事業	必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、信頼関係の構築や、つながりづくりに向けて支援します。
④ 参加支援事業	支援ニーズと地域の社会資源のマッチング*を図り、地域と継続的につながることを支援します。 ・交流体験 ・就労体験 等
⑤ 地域づくり事業	地域にある社会資源の現状を把握し、世代や属性を超えた住民同士の交流の促進や、多様な場や居場所を整備します。

地域福祉推進員とは？
(圏域ごとに配置)

- 圏域の「個別支援」と「地域支援」
- ③～⑤の事業の推進
- 民生児童委員の協力・支援



全世代対応型支援体制の整備に向けた実施方針

全世代対応型支援体制の整備に向けて、第六次塩尻市総合計画の第1期中期戦略（前期3年）における実施方針は次のとおりです。

令和6（2024）年度
「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」の実施 ○全世代対応型支援体制整備事業の実施に向けた庁内の連携体制、多機関協働などの仕組み等の構築 ・【新規】「総合相談マネージャー」の配置（市及び市社協に各1人） ・【新規】「地域福祉推進員」の配置（1人）
令和7（2025）年度
「全世代対応型支援体制整備事業」に移行・実施 ○「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的実施 ・【継続】「総合相談マネージャー」の配置（市及び市社協に各1人） ・【拡充】「地域福祉推進員」の配置（1人→3人）
令和8（2026）年度
「全世代対応型支援体制整備事業」の実施 ○事業の評価、検証、改善 ・【継続】「総合相談マネージャー」の配置（市及び市社協に各1人） ・【継続】「地域福祉推進員」の配置（3人）

1-1

幅広く受け止める相談支援体制をつくる

塩尻市全世代対応型支援体制整備事業実施計画：包括的相談支援事業／多機関協働事業

目指す姿

相談者の属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止める体制が構築されています。

施策の方向性

- 市では相談者の属性や世代等に応じた相談窓口を設け、相談支援を行っています。それぞれの相談窓口が対応力を高め、複雑化・複合化した課題や見えづらい課題を早期に見つけ、包括的に支援する相談支援体制をつくります。
- 一つの部門では対応が難しいケースについては、市の関係部署や関係機関等と支援チームをつくり、役割分担や支援の方向性を定めて適切な支援を行います。
- 市民アンケートの結果をみると、地域福祉をさらに推進するため、市が力を入れるべき取組として、「相談窓口の充実」が一番高い割合となり、その重要度が高くなっています。また、何らかの支援が必要な人がいた場合に「どこに相談していいかわからない」という回答が22.5%を占めます。市民から見て相談先が不明確であることが課題といえます。どこに相談したらよいかかわからないといった困りごと等についても、確実に受け止め、課題を整理し、必要な支援につなげます。

活動指標

指標名	現状値 【基準年度】	目標値 【令和8(2026)年度】
重層的な支援体制（重層的支援会議）で対応した新規ケース数	—	10件

推進目標 1
【体制づくり】

主な取組

取組1：包括的な相談支援体制の構築

	内容	担当
1	<幅広く受け止める相談窓口の構築> ●【新規】高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮などの各分野で対応している既存の相談窓口において、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず幅広く一旦受け止め寄り添う相談支援体制を構築します。	地域共生推進課各課
2	<早期支援・予防的支援> ●世帯全体をアセスメント*するなど、複雑化・複合化した課題や潜在的な課題に早期に気づき、複雑化等する前の早期支援・予防的支援につなげます。	地域共生推進課各課
3	<職員の相談対応力の向上とチーム力の強化> ●事例検討などを通して、相談支援担当職員の相談対応力の向上と、他の機関と連携して支援するチーム力を強化します。	地域共生推進課

図表 28 法第106条の4第2項第1号に規定する「包括的相談支援事業」の実施体制

支援区分	支援機関	主管課
高齢者	中央地域包括支援センター	介護保険課
	北部地域包括支援センター	
	西部地域包括支援センター	
障がい者及びその家族	障がい者総合相談支援センター「ボイス」	福祉支援課
子ども・子育て家庭	利用者支援専門員	保育課
	マタニティサポーター	健康づくり課
	中央あんしんサポートルーム	
	北部あんしんサポートルーム	
生活困窮	生活困窮者自立支援担当	福祉支援課
	生活就労支援センター「まいさぽ塩尻」*	
	就労準備支援事業者	

取組2：多機関協働の推進

	内容	担当
1	<p><分野を超えた連携強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ●【新規】複雑化・複合化した課題等に対応するため、市と市社協に「総合相談マネージャー」を配置し、多機関の協働、連携及び調整を図ります。 ●【新規】相談支援機関等が孤立しないよう「総合相談マネージャー」が支援するとともに、分野を超えた連携などをコーディネート*します。 	地域共生推進課
2	<p><重層的支援会議の設置></p> <ul style="list-style-type: none"> ●【新規】複雑化・複合化した課題等の解決に向けた支援が、適切かつ円滑に実施されるため、「重層的支援会議」を設置します。この会議では、関係者の役割の整理、支援の方向性、支援プランの適切性の検討、支援プランのモニタリング*及び終結の検討等を行います。 <p><包括的支援会議の設置></p> <ul style="list-style-type: none"> ●【新規】「包括的支援会議」を設置し、把握した潜在的な相談ニーズ等について関係機関で情報共有を図るとともに、支援方針の共有や緊急性のあるケースに対応するなど、予防的・早期の支援を推進します。 	地域共生推進課

取組3：相談窓口の周知の強化

	内容	担当
1	<ul style="list-style-type: none"> ●【拡充】相談窓口の情報発信・広報活動を行うなど相談窓口の周知を強化するとともに、困った時に相談しやすい環境づくりを進めます。 ●【新規】市民の利便性の向上と幅広い相談に対応するため、SNS*の活用など、多様な相談ツールの活用について検討します。 	地域共生推進課 各課

地域・市民の皆さん こんなことから始めてみよう!

- ◇身近な場所にある相談機関・窓口について把握しよう。
- ◇困った時には、自分ひとりで抱え込まず、身近な人や相談窓口に話してみよう。
- ◇身の回りで困っている人などに気づいたら、相談窓口につなげよう。

1-2

地域で見守り・寄り添う伴走支援

塩尻市全世代対応型支援体制整備事業実施計画：

アウトリーチ*等を通じた継続的支援事業／参加支援事業／地域づくり事業

目指す姿

複雑化・複合化した課題を有する当事者が社会・地域とつながり、孤立することなく、自分らしく暮らせています。

施策の方向性

- 複雑化・複合化した課題を抱えているにも関わらず、外出や周囲との関わりを避けていたり、支援を拒んだりする人もいます。このような場合は、継続的な訪問等によって信頼関係を築き、少しずつ必要な支援につなげていきます。(アウトリーチ*等を通じた継続的支援事業)
- 複雑化・複合化する課題が増加している背景には、社会的孤立があります。当事者と社会とのつながりを回復するため、本人のニーズ等を踏まえた社会資源とのマッチング*を図り、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。(参加支援事業)
- 当事者が世代や立場を超えて交流できる場や居場所をつくり、地域に暮らす住民と顔の見える関係をつくるための支援や、地域住民による既存の取組が継続・発展できるようコーディネート*を行います。(地域づくり事業)

活動指標

指標名	現状値 【基準年度】	目標値 【令和8(2026)年度】
アウトリーチ*等を通じた継続支援事業の実施件数	—	10件

主な取組

取組1：アウトリーチ*等を通じた継続的支援の実施

内容	担当
<p>1</p> <ul style="list-style-type: none">●【新規】相談に行けない「気がかりな世帯」や、長期にわたりひきこもり*の状態にあるなど支援が必要でありながらも、自ら支援を求めることができない人、支援を受けることに拒否的な人に対し、「地域福祉推進員」等が直接かつ継続的に寄り添いながら関わるなど信頼関係を構築し、必要な支援が届いていない人を支援します。●【新規】地域において「気がかりな世帯」等に早期に気づき、支援につなげるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築します。	地域共生推進課

取組2：社会とのつながりづくりに向けた支援の実施（参加支援事業）

	内容	担当
1	<ul style="list-style-type: none"> ●【新規】「地域福祉推進員」を中心に、複雑な課題を有する当事者等と継続的に寄り添いながら信頼関係を構築する中で、能力を発揮できる場や機会とのマッチング*を図り、社会参加を促進します。 ●【新規】多様な支援ニーズに対応するため、既存の社会資源に働きかけたり、新たな社会資源を整備したりするなど、地域の社会資源の拡充を図ります。 	地域共生推進課

取組3：多様な人が交流できる居場所の整備と、「人と人」「人と居場所」をつなぐ事業の推進（地域づくり事業）

	内容	担当
1	<ul style="list-style-type: none"> ●【新規】「地域福祉推進員」が地域や関係機関等と連携を図り、地域の社会資源を整理するとともに、世代や分野を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、複雑な課題を有する当事者と地域とのつなぎを支援します。 ●【新規】「地域福祉推進員」が地域で実施されている活動等を把握し、多様な地域の担い手をつなげるなど、地域における活動の継続や活性化、発展を支援します。 ●【拡充】地域住民が主体となって行われている多様な活動等の活性化や発展を図るため、分野や領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながり合うプラットフォーム*の形成を支所等と連携して推進します。 	地域共生推進課 地域づくり課

図表 29 法第106条の4第2項第3号に基づく「地域づくり事業」の実施体制

事業	実施機関	担当課
地域介護予防活動支援事業	地域住民主体による運営	介護保険課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター*	地域共生推進課
地域活動支援センター事業	すみれの丘	福祉支援課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	保育課
	北部子育て支援センター	
	こども広場	
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	ふれあいセンター（東部・洗馬・広丘）	福祉支援課

地域・市民の皆さん こんなことから始めてみよう！

◇地域で困っている人をどのような支援につなげられるかを考えよう。

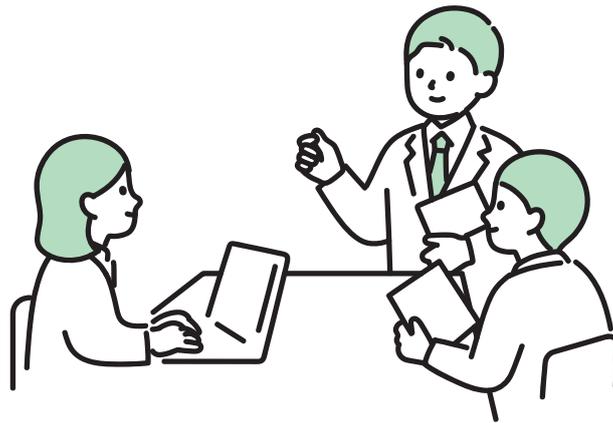


推進目標

2

【安心づくり】

困った時に頼れる制度やサービスがある



2-1

権利擁護を推進する（塩尻市成年後見制度利用促進基本計画）

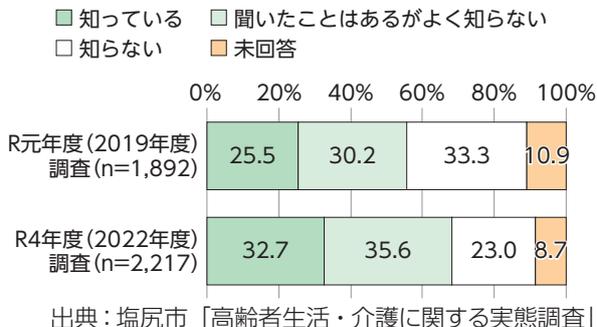
目指す姿

一人ひとりの尊厳が守られ、安心してその人らしい生活を継続することができる社会を目指します。

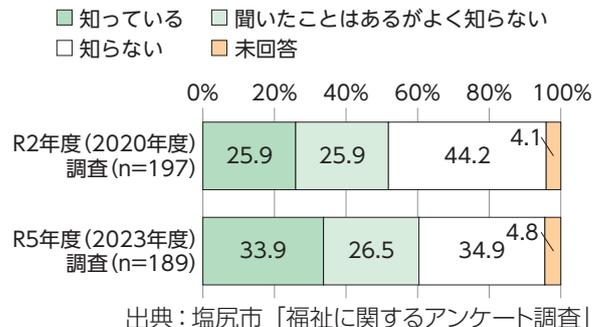
施策の方向性

- 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、ひとりで意思決定することに不安や心配のある人が、その人らしく暮らせるよう、成年後見制度*を普及させていきます。
- 権利擁護に関する複合的な課題（財産管理、各種手続き、意思決定、法的な課題、虐待等）に対する相談支援体制を充実します。
- すべての個人が尊重され、権利が守られ安心して暮らし続けられる地域をつくるため、市民・医療・福祉・介護・行政などに司法を加えた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築します。

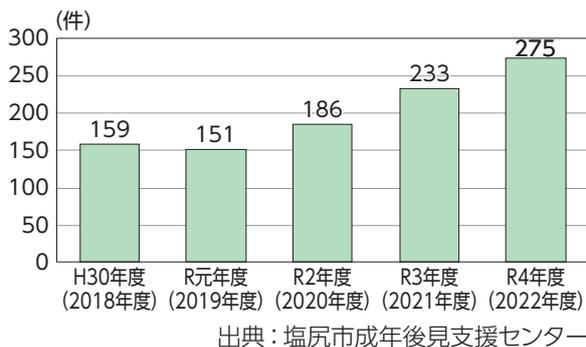
図表 30 高齢者の成年後見制度*の認知度



図表 31 障がい者の成年後見制度*の認知度



図表 32 塩尻市成年後見支援センターの相談件数



図表 33 塩尻市成年後見制度*利用者数（成年後見、保佐、補助、任意後見含む）

単位：人

	長野県	塩尻市
R元年 (2019年)	3,314	89
R3年 (2021年)	3,452	95
R4年 (2022年)	3,467	94

出典：長野家庭裁判所（各年12月）

活動指標

指標名		現状値 【基準年度】	目標値 【令和8(2026)年度】
成年後見制度*の利用者数		94人 【令和4(2022)年度】	増加
成年後見制度*の認知度	(高齢者)	32.7% 【令和4(2022)年度】	40.0%
	(障がい者)	33.9% 【令和5(2023)年度】	40.0%

主な取組

取組1：成年後見制度*の周知・啓発

	内容	担当
1	<p><周知・啓発の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民及び関係団体・関係機関に成年後見制度*の周知と理解の促進を図り、支援を必要とする人が、安心して利用できるよう成年後見制度*の定着を推進します。 ●成年後見制度*を必要とする人に気づき、早期に相談につながるよう相談窓口の周知を強化します。 	福祉支援課 介護保険課 成年後見支援センター

取組2：相談支援・利用支援

	内容	担当
1	<p><相談支援の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人の判断能力があるうちに相談が開始できるよう、来所による相談や電話相談、専門相談のほか、訪問による相談に応じるなど相談体制を強化します。 ●受け止めた相談をアセスメント*し、生活課題（財産管理、各種手続き、意思決定、法的な課題、虐待等）に関する相談支援機関等と連携を図り、課題解決に向けた必要な支援につなげます。 ●相談支援を充実させるため、専門職の資質向上を図る研修を実施します。 	福祉支援課 介護保険課 成年後見支援センター
2	<p><利用開始の支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ●申立てに関わる相談を受け、手続きに関する支援を実施します。 ●適切な候補者推薦のための検討を行います。 ●成年後見制度*の利用開始に至るまでの間、適切な支援を継続します。 	福祉支援課 介護保険課 成年後見支援センター

取組3：後見人の支援・育成

	内容	担当
1	<ul style="list-style-type: none"> ●後見人等の相談に応じ、活動が適切かつ継続的に行えるよう支援します。 ●市民後見人*の育成と活動を支援します。 ●後見人等となることに関心を持つ市民に対し、市民後見人*養成講座を実施するとともに、専門職等によるバックアップ体制を確立するなど、新たな市民後見人*等の育成を推進します。 	成年後見支援センター

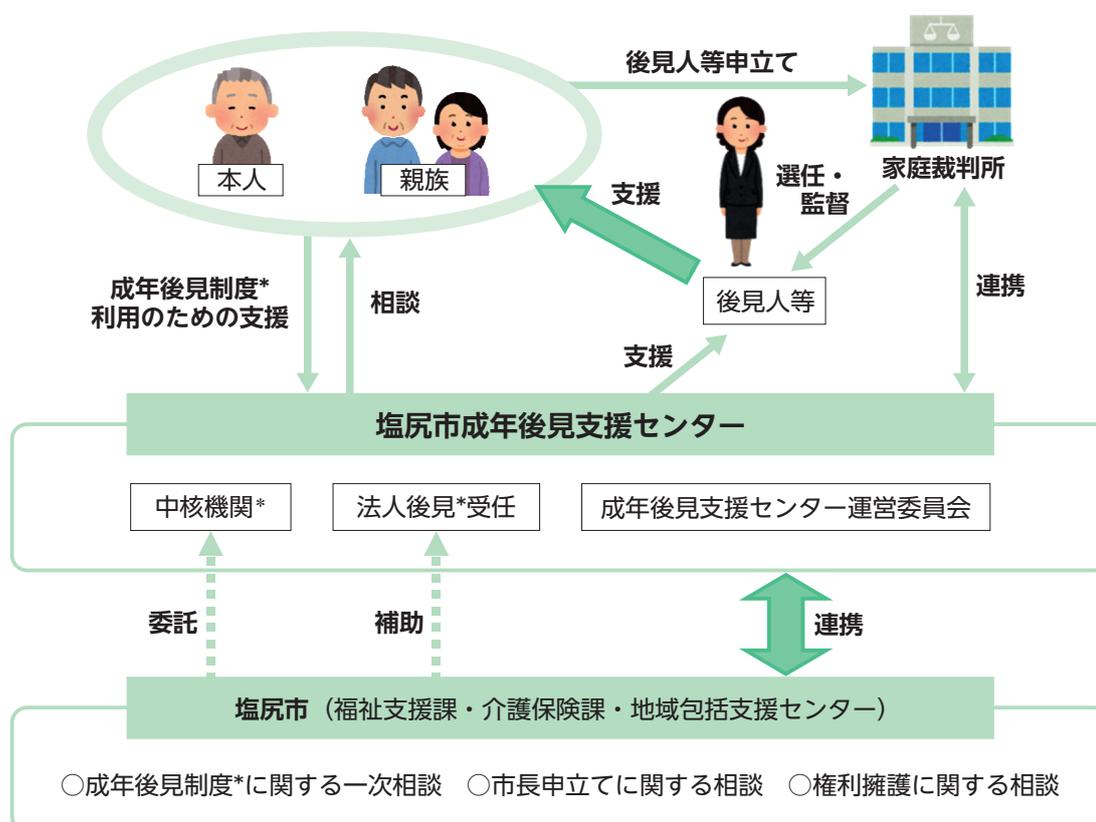
取組4：利用促進のための体制整備

	内容	担当
1	<ul style="list-style-type: none"> ●中核機関*の機能を強化するため、次の取組を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度*の周知啓発、相談支援、後見人の育成支援 ・権利擁護の支援ニーズの課題や必要な取組の整理 ・権利擁護の支援を必要とする人を早期に見つけ、適切な支援につなげるための市民をはじめとした関係機関（司法、医療、介護、福祉、行政機関、金融機関、家庭裁判所、市社協等）が一体的に連携・協力する地域連携ネットワークの強化 	福祉支援課 介護保険課 成年後見支援センター

取組5：総合的な権利擁護支援策の充実

	内容	担当
1	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待防止と早期対応に向けた取組を推進していきます。 ●権利擁護支援策（法人後見*業務、日常生活自立支援事業*、くらしのあんしんサービス*、消費生活センター*、虐待対応等）の総合的な充実と連携を推進します。 ●身寄りのない人の課題解決に向けた体制整備を推進します。 	福祉支援課 介護保険課 成年後見支援センター

塩尻市成年後見制度*利用促進の仕組み



地域・市民の皆さん こんなことから始めてみよう!

- ◇家族と成年後見制度*について話し合う機会を持つ。
- ◇身の回りに成年後見制度*の利用が必要と思われる人がいたら、相談窓口につなげよう。

2-2

安心・安全な暮らしを守る

目指す姿

誰もが安心して生活を送ることができるセーフティネット*があり、心のやすらぎや拠り所がある地域が実現しています。

施策の方向性

- 誰もが安心して安全に日常生活を送ることができるよう、市・市民・関係機関等が連携してセーフティネット*を構築します。近年増加している虐待や自殺については、専門機関に早期につなげることや近隣での見守りによって未然防止や早期支援につなげます。ひきこもり*や生活困窮等については、関係機関と連携し、必要な支援を継続的に実施していきます。
- 近隣の住民が協力することで、個々では守れない大切な財産や命を守ることができます。地域の防災・防犯活動に、できるだけ多くの住民が参加し、災害時に備えることを支援します。

活動指標

指標名	現状値 【基準年度】	目標値 【令和8(2026)年度】
避難行動要支援者*の個別避難計画策定数	-	50件

主な取組

取組1：自殺対策

	内容	担当
1	●関係機関が連携する「生活といのちを守るネットワーク会議」を設置し、包括的な自殺対策を推進します。	健康づくり課

取組2：虐待等の防止体制の確立

	内容	担当
1	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待や暴力の未然防止・早期発見のため、関係者会議や支援会議の開催、相談支援システムの活用など、関係機関の連携及び情報共有を強化します。 ●虐待等防止の意識の醸成を図るため、市民への周知・啓発を強化します。 ●職員や関係機関が、虐待等防止の早期発見の視点を持つことを意識づけるとともに、事例の振り返りなどを通して虐待等防止への対応力を強化します。 	福祉支援課 介護保険課 社会教育 スポーツ課 こども未来課

取組3：地域で孤立させないための支援

	内容	担当
1	<ul style="list-style-type: none"> ●生活就労支援センター「まいさぼ塩尻」*を中心に、ひきこもり*や生活困窮の人などが早期に相談につながり、地域で孤立しないよう自立相談、家計改善、就労の支援に取り組みます。 	福祉支援課

取組4：地域防災・防犯の充実

	内容	担当
1	<p><地域防災の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者*については、高齢世帯登録カードと一体化して、避難行動要支援者*登録の促進を図ります。 ●【新規】災害時の速やかな避難を促すため、避難行動要支援者*の個別避難計画の策定を推進します。 ●【新規】福祉避難所に指定されているふれあいセンターにおいて、福祉避難所立ち上げ訓練を実施するとともに、「福祉避難所開設マニュアル」及び「福祉避難所運営マニュアル」の見直しを進めます。 	危機管理課 地域共生推進課
2	<p><地域防犯の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ●不審者や防犯に関する情報を発信します。また、消費者トラブルに関する情報発信の充実を図ります。 	危機管理課 市民課

取組5：バリアフリー*化の推進

	内容	担当
1	<p><施設のバリアフリー*化></p> <ul style="list-style-type: none"> ●道路及び公園のバリアフリー*化を推進するとともに、公共施設のバリアフリー*化により誰もが利用しやすい公共施設を目指します。 	建設課 都市計画課 公共施設を管理する各課
2	<p><情報のバリアフリー*化></p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がいの有無や年齢などに関わらず、誰もが等しく情報の取得とその利用ができるよう拡張文字、音声、点字、ICT*等を活用した情報提供を行うとともに、手話などの意思疎通を図る多様な手段の確保に努めます。 ●外国籍住民向けに外国籍市民相談窓口を設置するとともに、インターネット上の行政情報の多言語対応を図ります。 	秘書広報課 市民課 福祉支援課

地域・市民の皆さん こんなことから始めてみよう!

- ◇虐待が疑われるなど、支援が必要な人は相談窓口につなげよう。
- ◇家族で災害時の避難行動について話し合ってみよう。

2-3

公的な福祉サービスを適切に運営する

目指す姿

対象者別の公的な福祉サービスが安定的に提供されるとともに、制度で対応できない問題を抱える人が、希望をもって生活を送ることができる支援体制が機能しています。

施策の方向性

- 公的福祉サービスが安定的に提供できるよう、高齢者、障がい者、子ども・子育ての個別計画において適切にサービス量を見込むとともに、必要なサービス量を確保するための施策を推進します。
- 利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、サービス利用計画やサービスの内容を評価し、継続的に改善を促します。

活動指標

指標名	現状値 【基準年度】	目標値 【令和8(2026)年度】
障害福祉サービス支給決定者数	552人 【令和5(2023)年度】	627人
介護・福祉施設のサービスが受けやすいと思う市民の割合	34.6% 【令和5(2023)年度】	39.6%

主な取組

取組1：在宅生活を支えるサービスの確保

	内容	担当
1	<福祉サービスの提供体制> ●介護・障がい・子育て等の必要なサービスを提供するため、個別計画においてサービス量を適切に見込み、サービス提供体制を確保します。	福祉支援課 介護保険課 保育課
2	<在宅生活を支える移動手段の確保> ●地域振興バス「すてっぷくん」や「のるーと塩尻」、NPO法人*等が行う福祉有償運送事業*などにより、移動に困難を抱える人の通院や買い物、社会参加などへの移動手段を確保します。 ●公共交通空白地域の通院等の移動手段を確保するため、交通空白地有償運送*を行うNPO法人*等を支援します。	地域共生推進課 都市計画課

取組2：在宅生活を支えるサービスの担い手の確保

	内容	担当
1	<専門職の確保> ●介護・障がい分野等の専門的な人材の確保に向け、事業所等への入職の促進、職場環境の改善による離職の防止等を促進し、安定したサービスを担う専門的な人材の確保を支援します。	福祉支援課 介護保険課
2	<サポーターの養成> ●介護や障がい等の在宅生活を支えるサポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座、手話奉仕員養成講座等を開催します。 ●子育て家庭を支援するファミリーサポートセンター事業*の提供会員を養成するため、子育てサポーター養成講座を開催します。	福祉支援課 介護保険課 保育課

地域・市民の皆さん こんなことから始めてみよう!

- 介護や障がい、子育てに関し、自分ができる手助けについて考えてみよう。

2-4

再犯防止を推進する（塩尻市再犯防止推進計画）

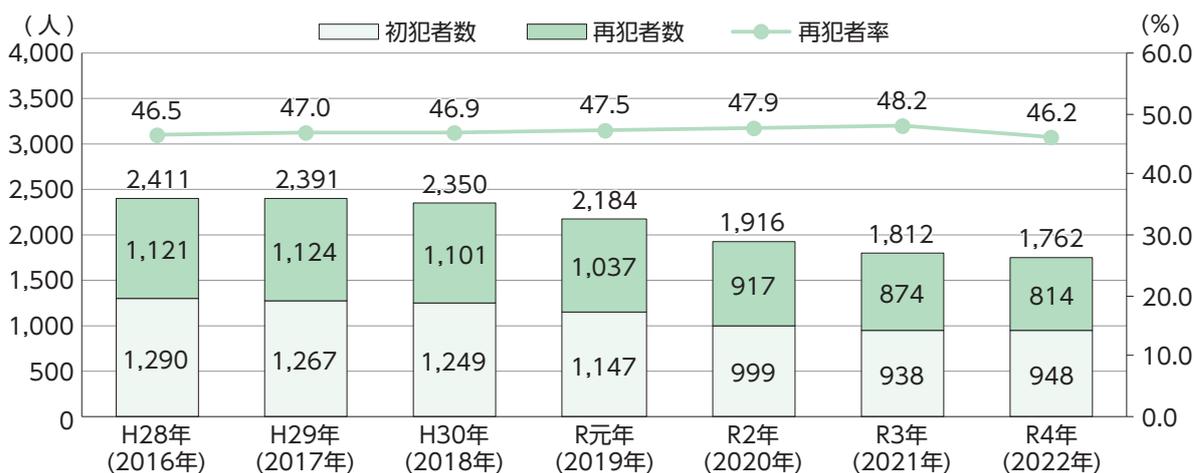
目指す姿

様々な主体との連携により、犯罪をした人等を包括的に支援する体制が構築され、犯罪をした人が再び罪を犯すことなく、地域社会の一員としてともに暮らしています。

施策の方向性

- 長野県内の刑法犯の検挙人数は減少している一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合はほぼ横ばいとなっています。市民が安全で安心して暮らせる地域の実現に向けて、再犯を防止することは重要な取組です。
- 国の再犯防止推進計画（平成29（2017）年12月15日閣議決定）では、犯罪をしてしまった人等は貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱えていることを指摘しています。
- 犯罪をした人が再び罪を犯さないよう、その立ち直りを助けるためには、地域社会で孤立せず安定した生活が送れるよう、就労・住居・保健医療・福祉等の支援につなげていくことが重要です。併せて、市民の理解を促し、行政機関や民間団体等の関係機関が一丸となり、切れ目なく、息の長い支援を実施することが必要です。

図表 34 長野県内の初犯者数・再犯者数及び再犯者率の推移



※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。
出典：長野県警察本部

活動指標

指標名	現状値 【基準年度】	目標値 【令和8(2026)年度】
社会を明るくする運動*の周知に参加した人数	86人 【令和5(2023)年度】	100人

主な取組

取組1：就労支援・住居の確保

	内容	担当
1	<就労支援> ●就労に関する困りごとに対し、塩筑地区保護司*会塩尻分区（以下「塩尻市保護司*会」という。）を通して塩筑地区更生保護協力事業主*会と連携した就労支援や、ハローワークなどの関係機関等と連携を図りながら、就労支援を行います。	地域共生推進課
2	<住居確保の支援> ●【新規】生活就労支援センター「まいさぼ塩尻」*と連携し、長野県社会福祉協議会が行う「入居保証・生活支援事業*」を活用するなど、公営住宅等への入居を支援します。	福祉支援課 建築住宅課

取組2：保健医療・福祉等の相談支援

	内容	担当
1	<地域生活の定着支援> ●長野県地域生活定着支援センター*と連携し、地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関へつなぐなど、安定した社会生活が送れるよう支援します。	地域共生推進課
2	<必要な福祉サービスの利用促進> ●保健医療・福祉等の相談窓口につなげ、必要な保健医療・介護・障害福祉等のサービスの利用促進を図ります。	地域共生推進課 福祉支援課 介護保険課
3	<少年への相談支援> ●非行のある少年について必要に応じ、児童相談所等の関係機関と連携して支援します。 ●学校における児童・生徒の規範意識の醸成を図るとともに、児童・生徒の生徒指導上の課題に対し、適切に対応します。また、個別性・多様性・複雑性に対応する教育相談を推進します。 ●学校と塩尻市保護司*会との連携を強化し、情報交換・情報共有を図ります。	地域共生推進課 こども未来課 学校教育課

取組3：地域における活動の推進

	内容	担当
1	<見守り活動の推進> ●学校、警察、地域のボランティアなどの関係機関と連携を図り、防犯パトロールや地域での見守り活動を実施します。	危機管理課 地域づくり課 支所・地区担当 学校教育課
2	<更生保護団体の支援> ●本市の更生保護活動に従事する保護司*会や更生保護女性会*の活動を支援します。	地域共生推進課

取組4：関係機関・民間団体等との連携強化

	内容	担当
1	<ul style="list-style-type: none"> ●【新規】刑事司法機関、更生保護団体、福祉関係機関と連携し、地域全体で再犯防止の取組を推進します。 ●【新規】長野県再犯防止推進計画に基づいた関係機関・団体の適切な役割分担を踏まえ、市が主体となって行うべきことを推進します。 ●矯正施設・更生保護施設等（松本少年刑務所、みすず寮）と連携を図ります。 	地域共生推進課

取組5：広報・啓発活動の推進

	内容	担当
1	<p><社会を明るくする運動*の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ●塩尻市保護司*会から「社会を明るくする運動*」の内閣総理大臣メッセージの伝達を受け、塩尻市保護司*会等と連携して、「社会を明るくする運動*」を推進します。 ●【拡充】塩尻市保護司*会及び塩筑地区更生保護女性会*等の民間協力団体と連携し、「社会を明るくする運動*」を推進するため、推進委員会を設け、街頭啓発等を行います。 ●小中学校と連携して、社会を明るくする運動*の作文コンクールへの応募を塩尻市保護司*会と協働して推進します。 	地域共生推進課 学校教育課
2	<p><薬物乱用防止教育の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ●小中学生を対象に、薬物に対する正しい知識の普及・啓発を図るなど、薬物乱用を未然に防ぐ取組を推進します。 	健康づくり課 学校教育課
3	<p><人権教育の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ●地区公民館、分館における人権学習会や、「豊かな心を育む市民の集い」を開催するなど、人権教育を推進します。 	企画課 社会教育 スポーツ課

地域・市民の皆さん こんなことから始めてみよう!

- ◇人権学習会などに参加してみよう。
- ◇「社会を明るくする運動*」の取組を知ろう。

推進目標

3

【関係づくり】

ゆるやかにつながり感謝がめぐる



3-1

住民同士がゆるやかにつながる

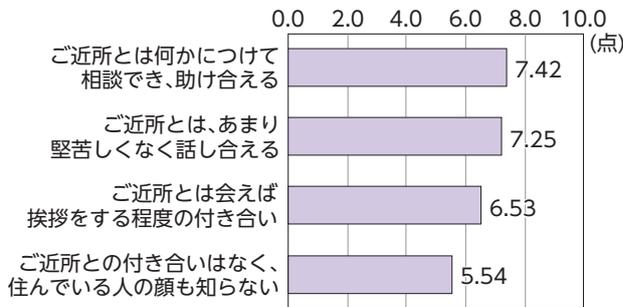
目指す姿

ご近所には顔見知りの方がおり、孤立することなくゆるやかにつながっています。

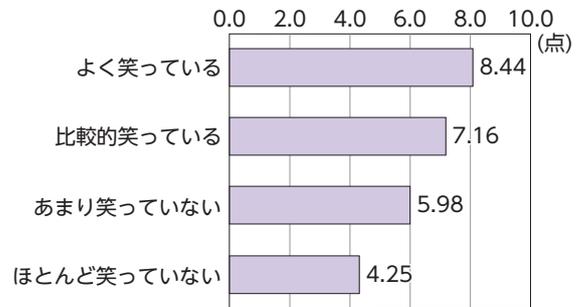
施策の方向性

- 「ゆるやかなつながり」とは、住民同士が顔見知りで、さりげなく気にかけるような関係です。「ゆるやかなつながり」があることで、誰もが孤立することなく、お互いに困っていることがあった時に相談しやすい信頼感が生まれます。また、人は「つながる」ことで幸福度が高まる傾向があります。
- 現在、地域で行われている様々な活動も「ゆるやかなつながり」の形成に役立っています。福祉に限らず、自治会やまちづくり活動など、幅広い分野で「ゆるやかなつながり」を増やしていきます。
- グローバル化が進む中、生活スタイルや価値観の多様化が進んでいます。子どもから高齢者までいろいろな世代や、新たに転入してきた世帯、外国籍など多様な背景と価値観を持った住民が、互いに知り合う機会を地域の中でつくる必要があります。

図表 35 ご近所付き合いの状況別 幸福度



図表 36 笑っている頻度別 幸福度



市民全体の幸福度 **6.77点**

※幸福度は「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として回答した結果の平均値

出典：令和4（2022）年度市民アンケート

活動指標

指標名	現状値 【基準年度】	目標値 【令和8(2026)年度】
ふれあいセンター利用者数	70,758人 【令和4(2022)年度】	90,000人
隣近所と「相談でき助け合える」または「気軽に話し合える」関係である市民の割合	42.1% 【令和5(2023)年度】	46.1%

主な取組

取組1：互いを認め合う心の育成

	内容	担当
1	<こころのバリアフリー*の推進> ●国籍・性別・LGBTQ+*・障がいの有無などの多様な背景や価値観、個性を認め合い、コミュニケーションが図れるよう、啓発活動と互いに知り合う機会の創出を推進します。	企画課 社会教育 スポーツ課
2	<福祉教育の推進> ●地域福祉を理解し、活動を促進する講座等を開催します。 ●福祉を学ぶ学生等の実習を受け入れ、福祉専門職の育成に協力します。 ●市内の小・中・高等学校において、児童・生徒・学生の福祉への関心を高めることを目的に福祉体験学習等の実施を支援します。	地域共生推進課 学校教育課 市社協

取組2：ゆるやかなつながりを促進する情報発信

	内容	担当
1	●ゆるやかなつながりを促進し、その大切さを普及させるため、ふれあいセンターの役割や取組を広く発信するとともに、市社協と連携し、地域福祉の必要性や取組などの情報発信を強化します。	地域共生推進課 市社協

取組3：ゆるやかなつながりの促進

	内容	担当
1	<地域における活動の支援> ●地域活動や福祉活動、交流の場などの情報を集約して情報提供するとともに、幅広い住民の参加を促進します。 ●地域のつながりを促進するため、災害時の支え合いマップの作成などの地域の取組を支援します。 ●地域における様々な活動や交流の場等の取組の継続、発展、創設を支援するとともに、地域の多様な人材の育成を推進します。	地域づくり課 地域共生推進課 市社協
2	<ふれあいセンターの利用促進> ●地域福祉の拠点施設であるふれあいセンターの利用促進を図り、地域福祉活動を推進します。	地域共生推進課
3	<自治会への加入促進> ●自治会への加入を促進するパンフレットを配布するとともに、区等と連携して、自治会への加入促進を図る取組を検討します。	地域づくり課

地域・市民の皆さん こんなことから始めてみよう!

- ◇身近な地域の人との挨拶を心掛けよう。
- ◇地域でいろいろな人が集まる行事や活動に参加しよう。
- ◇ふれあいセンターや公民館などを利用してみよう。

3-2

困りごとに気づける

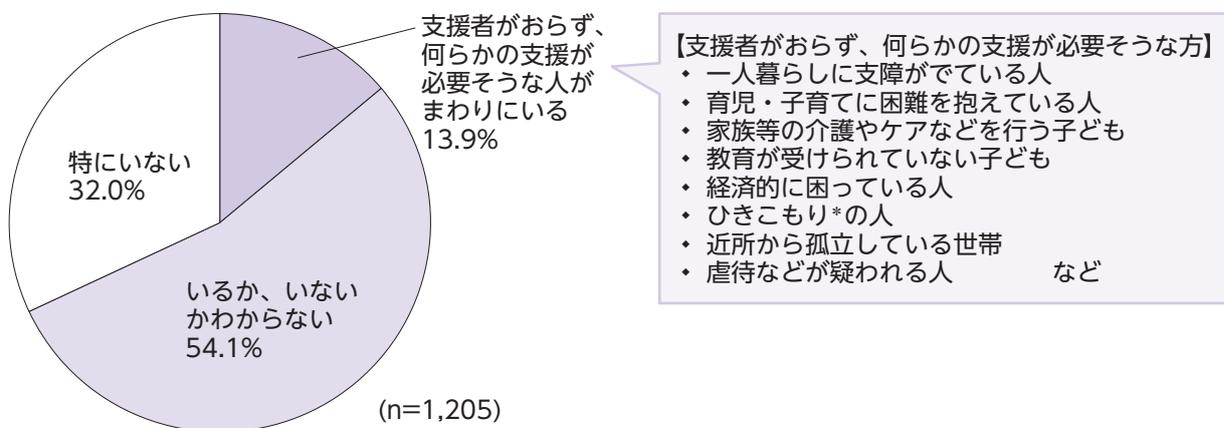
目指す姿

支援が必要な人や、制度のはざまにいる人、複雑化・複合化した課題を抱えた人に、住民や関係機関が早期に気づき、必要な支援につなぐことで誰も孤立しない地域となっています。

施策の方向性

- 公的福祉制度のはざまにいる人や複雑化・複合化した課題を抱えた人などは、周囲が早期に気づいて声をかけ、必要な支援につなぐことで、課題が深刻化する前に対応できる可能性が高まります。
- 現在、主に地域での見守りを担っている民生児童委員だけでなく、地域の住民や団体・事業者などが困りごとや異変に気づき、必要な相談支援機関につなげられるようにしていきます。

図表 37 支援者がおらず、何らかの支援が必要そうな方が、ご近所や地域の中にいるか



出典：令和4（2022）年度市民アンケート

活動指標

指標名	現状値 【基準年度】	目標値 【令和8(2026)年度】
高齢者等地域見守り活動に関する協定締結事業者数（累計）	2者 【令和4(2022)年度】	8者
困ったときに相談できる人が地域で身近にいると思う市民の割合	47.3% 【令和5(2023)年度】	52.3%

主な取組

取組1：見守り活動の活発化

	内容	担当
1	<民生児童委員の活動支援> ●民生児童委員の活動を広く周知するとともに、負担軽減を図り活動しやすい環境づくりを推進します。	地域共生推進課
2	<地域における見守り・支え合いの促進> ●身近な地域における住民同士のさりげない見守りや、児童・生徒の通学時の見守りなど、地域における多様な主体による見守り活動を促進します。 ●【新規】認知症の人やその家族等が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域で見守り、支える仕組みづくり「チームオレンジ*」を推進します。 ●災害時に備えた「地域支え合いマップ」の作成等を支援し、互助の取組を促進します。	地域共生推進課 介護保険課 学校教育課 市社協
3	<多様な主体による見守りの活動の充実> ●配食等を通じた見守りサービスの充実を図ります。 ●ICT*等を活用した見守りサービスの拡充を図るとともに、企業等と連携した見守りネットワークを拡大します。	福祉支援課 介護保険課

取組2：早期に気づく仕組みの構築

	内容	担当
1	<情報収集> ●地域の見守り活動を行っている民生児童委員等と連携して、気掛かりな人の情報を幅広く収集します。 ●高齢者を対象としたサロン活動等の集いの場や健診等の機会を捉え、参加者の異変等に気づき、情報共有できる仕組みをつくります。	地域共生推進課 福祉支援課 介護保険課 健康づくり課 市社協
2	<市民や様々な団体への周知> ●【新規】広報等を通して、市民に相談窓口を周知するとともに、まわりで異変を感じた時に相談支援機関につなぐ大切さを周知します。 ●保育園・幼稚園・認定こども園、教育機関、公民館、事業者などが、利用者などの異変等に気づいた時は、相談支援機関につなぐよう周知します。	地域共生推進課 福祉支援課 学校教育課 保育課 社会教育 スポーツ課

地域・市民の皆さん こんなことから始めてみよう!

- ◇いざという時のために、市の相談機関や相談窓口を把握しておこう。
- ◇ご近所に住んでいる気掛かりな世帯を気にかけて、さりげなく見守ろう。
- ◇身の回りで困っている人などに気づいたら、相談窓口につなげよう。

3-3

困りごとと担い手がつながる

目指す姿

「困りごと」と「お手伝い」や「手助け」の担い手がつながり、住み慣れた地域で暮らし続けられています。

施策の方向性

- きっかけがあれば支援したいという気持ちを持っている市民や団体・事業者は多くいますが、何を支援していいのかわからない状況があります。
- 「困りごと」と「お手伝い」や「手助け」の担い手とをつなぐとともに、継続する仕組みをつくります。

図表 38 住民参加型有償サービス「しおりんお助け隊」*
1ヶ月あたりの相談件数・利用状況・活動時間等（再掲）

	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)
相談件数（件/月）	4.6	3.7	9.1	8.7	14.6	16.4
新規登録件数（人/月）	1.3	1.3	0.8	1.2	2.5	2.0
延べ利用者数（人/月）	7.1	10.3	7.4	9.0	12.8	13.9
活動時間（時間/月）	9.7	17.6	13.7	15.3	20.4	20.9

出典：塩尻市社会福祉協議会

活動指標

指標名	現状値 【基準年度】	目標値 【令和8(2026)年度】
有償福祉サービスの月活動時間の平均	20.9時間 【令和4(2022)年度】	38.0時間
地域ではボランティアなど困ったときに助け合う仕組みが整っていると思う市民の割合	24.6% 【令和5(2023)年度】	29.6%

主な取組

取組1：福祉活動の担い手の育成・支援

	内容	担当
1	<福祉団体の活動支援> ●地域福祉を担う福祉団体の活動を支援します。	地域共生推進課 市社協
2	<担い手の育成・支援> ●高齢者、障がい者、子育て等を支える担い手を育成するとともに、NPO法人*や市民活動団体を支援します。 ●暮らしを支える活動を紹介するなど市民の関心を高め、多様な担い手の育成を促進します。 ●新たな担い手として、企業や農業など、福祉の枠を超えてつながる活動を促進し、多様な主体の連携をコーディネート*します。	地域共生推進課 福祉支援課 市民交流センター 保育課 市社協
3	<ボランティアセンターの運営> ●ボランティア活動を行う個人・団体を支援し、ボランティア活動の促進を図ります。 ●ボランティア講座を開催するなど、ボランティアの育成を推進するとともに、ボランティアとしての活動の場を提供します。	地域共生推進課 福祉支援課 市社協

取組2：困りごとと担い手をつなげる取組の強化

	内容	担当
1	<住民参加型有償サービスの拡充> ●日常の困りごとを住民同士の支え合いで支援する住民参加型有償サービス「しおりんお助け隊」*の「支え手」の拡充を図るとともに、新たなサービスの立ち上げ等を支援します。	地域共生推進課 市社協
2	<コミュニティソーシャルワーク*の強化> ●ふれあいセンターを中心に、生活上の課題を抱える人などへの「個別支援」と、地域の課題を解決するための「地域支援」の取組を強化します。	地域共生推進課 市社協

取組3：災害時の対応

	内容	担当
1	<災害ボランティアセンターの設置・運営> ●災害時に災害ボランティアセンターを設置・運営し、被災世帯を支援する担い手となるボランティアを確保するとともに、被災世帯のニーズ調査、災害ボランティアの受け入れ、被災世帯とのマッチング*などのコーディネート*を行い、被災世帯を支援します。	危機管理課 地域共生推進課 市社協

地域・市民の皆さん こんなことから始めてみよう!

- ◇ボランティア講座など、地域福祉の担い手の育成の場に参加しよう。
- ◇ご近所に住んでいる人の日常の困りごとをサポートする活動に関心を持とう。
- ◇ボランティア活動に参加しよう。

【コラム】 民生児童委員が感じている地域課題と必要な取組

10地区の民生児童委員地区会において、ワークショップを行い、民生児童委員(160人)から意見を伺いました。ワークショップでは、推進目標3「【関係づくり】ゆるやかにつながり感謝がめぐる」の3つの施策について、現状・課題や必要な取組について、意見を伺いました。主な意見は次のとおりです。



3-1：住民同士がゆるやかにつながる

現状・課題	取組
<ul style="list-style-type: none"> ●コロナによりつながりが減ってしまった。イベントも中止になるなど、顔を合わせる機会が減ってしまった。 ●高齢者が集まる場所が少ない。 ●つながりの求め方が多様になっている。 ●区の行事などに出る人がだいたい同じ人になってきている。 ●区に未加入な人は特に様子がわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●まずは挨拶からはじめる。 ●回覧板などを直接渡し、顔を合わせる機会をつくる。散歩などで顔を合わせた際に話をしてみる。 ●地域の活動への参加を促す。 ●隣組等、古くからある付き合いを大事にする。 ●趣味などを通じたつながりをつくる。

3-2：困りごとに気づける

現状・課題	取組
<ul style="list-style-type: none"> ●「元気です」といわれ、会えない人もいる。 ●訪問時、出てきてくれず会えない人もいる。 ●困っていることを聞きたいが、なかなか話してくれない。 ●民生児童委員の存在を知らないため、声をかけても警戒されてしまう時がある。 ●困りごとが深刻になってから相談があり、もっと早くに気づきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の見守り活動を行う。 ●配りものをしながら、声をかけてみる。 ●新聞がたまっていたら、声をかけてみる。 ●様々な機会に声をかけ、こまめに様子を聞き、困ったことなどを伝えやすい関係をつくる。 ●デジタル技術を活用した見守り活動。 ●区等の役員だけではなく、ご近所同士の見守りの大切さを共有する。

3-3：困りごとと担い手がつながる

現状・課題	取組
<ul style="list-style-type: none"> ●利用できるサービスや相談できる場所・人の周知がもっと必要である。 ●民生児童委員は、雪かきや草刈りなど何でもやってくれると思われ、困ることがある。 ●必要な支援につなぐ際、個人情報やプライバシー保護との兼ね合いが難しい。 ●担い手が少なくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●困った時に相談できる場所を伝え、必要な支援につなげていく。地域の困りごとをみんなで考え、解決していく場をつくる。 ●民生児童委員の活動や役割を伝える。 ●サポートしてくれる人とつながりやすい、頼みやすい仕組みをつくる。 ●常会等で困っている人に加えて、支援できる人を確認し担い手を増やす。

推進目標

4

【場づくり】

誰もが暮らしやすい地域に向け
住民が参画する



4-1

福祉のまちづくりを考える（福祉分野、福祉起点）

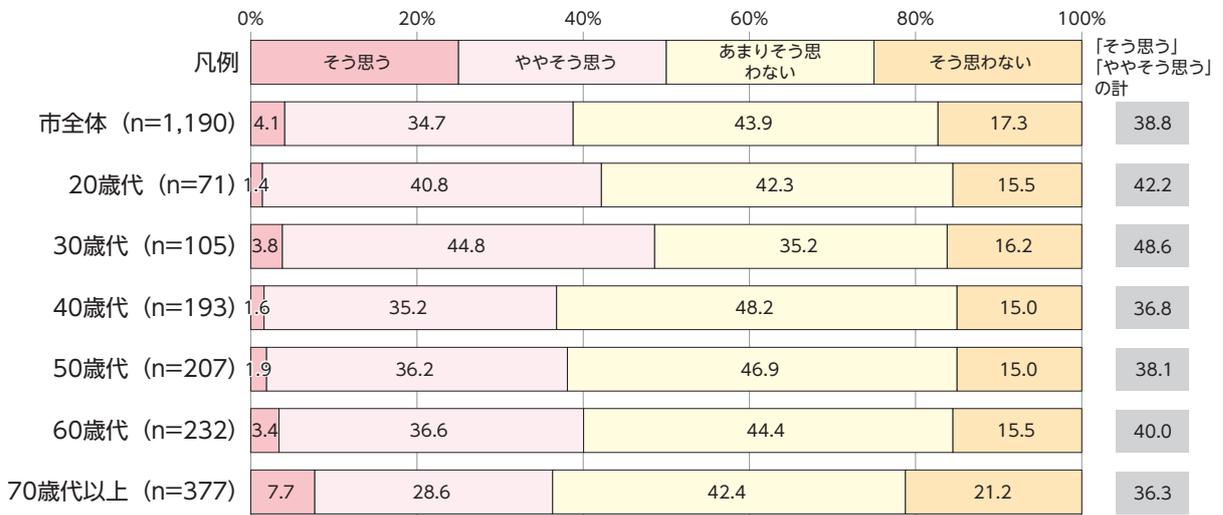
目指す姿

多くの住民が地域の福祉課題を我が事として捉え、できることは何かを考え、地域で話し合いが行われています。

施策の方向性

- 高齢者の単身世帯や複合的な困りごとを抱えた人が増えています。自分のことだけでなく、周囲に目を向けて、できることには協力・支援をしていく地域の雰囲気や文化をつくることは非常に重要なことです。
- 困っている人のことを知れば、何かお手伝いをしたいという人や団体も多いため、困難を抱える人のことを「知り」「交流し」「支援する」流れをつくるための意見交換や学習の機会を、福祉分野やそれ以外で設けます。

図表 39 年代別 住んでいる地域の課題を解決するための活動への参加意向



出典：令和4（2022）年度市民アンケート

活動指標

指標名	現状値 【基準年度】	目標値 【令和8(2026)年度】
支え合いワークショップへの延べ参加人数	67人 【令和5(2023)年度】	240人

主な取組

取組1：多世代・当事者・支援者等が集う場の充実

	内容	担当
1	<多世代交流の促進> <ul style="list-style-type: none"> ●【拡充】 地域福祉の拠点施設であるふれあいセンターにおいて、多様な世代が気軽に立ち寄れる場づくりを推進します。 ●【新規】 地域等において多世代が集う場の立ち上げや継続を支援します。 	地域共生推進課 市社協
2	<当事者・支援者の交流促進> <ul style="list-style-type: none"> ●同じ苦しみや生きづらさを抱える当事者・経験者・支援者などが集い、考えていることや悩みを共有できる場の立ち上げや継続を支援します。 	福祉支援課 介護保険課

取組2：地域の福祉課題を共有し、課題解決を考える場の創出

	内容	担当
1	<支え合い推進会議の支援> <ul style="list-style-type: none"> ●地域ケア推進会議*の名称をよりわかりやすい「支え合い推進会議」に変更し、地域の課題共有とその解決に向けた検討の場として継続して運営できるよう、生活支援コーディネーター*が中心となり支援します。 	地域共生推進課
2	<地域の支え合いや福祉課題を考える場の創出> <ul style="list-style-type: none"> ●【新規】 地域での支え合いの大切さや意義を考える場として、「支え合いワークショップ（仮称）」を身近な生活圏域等で開催します。 ●交通手段の確保など、地域の福祉課題の情報交換等の場をつくりま 	地域共生推進課 市社協
3	<学びを通じた仲間づくりの支援> <ul style="list-style-type: none"> ●ふれあいセンターにおいて講座等を開催するほか、公民館や地域の団体等が行う講座やイベント等の開催を促進し、学びを通じた仲間づくりを支援します。 	地域共生推進課 社会教育 スポーツ課 市社協

地域・市民の皆さん こんなことから始めてみよう!

- ◇地域での支え合いに関する話し合いや学習などの場に参加してみよう。
- ◇福祉の学習会などで学んだことをまわりの人と共有しよう。

【コラム】塩尻太郎さん、花子さん高齢者夫婦のみ世帯の事例から考える (市民ワークショップの結果より)

地域福祉の推進拠点である3か所のふれあいセンターにおいて、「ゆるやかにつながり支えあう地域をともにつくる」をテーマにワークショップを行いました。

ワークショップでは、塩尻太郎さん、花子さんという架空のケースについて、以下のとおり情報提供を行い、アルツハイマー型認知症について説明を行った上で「①家族としての思い・手助け」「②本人たちの思い・希望」「③お隣さんなどができること」と立場を変えて、議論を行いました。



◆提供した情報

塩尻太郎さん (86歳)	塩尻花子さん (82歳)
<ul style="list-style-type: none"> ・畑仕事と家事をしている ・社交的な性格で仲間との飲み会や麻雀が楽しみだったが、コロナ禍で数年間やっていない ・昨年、免許を自主返納し、花子さんに運転を任せていた ・最近表情が暗い 	<ul style="list-style-type: none"> ・家事全般と畑仕事の手伝いをしている ・最近、もの忘れがひどくなってきたため、検査したところ、初期のアルツハイマー型認知症と診断 ・手芸と花の栽培が趣味 ・独身時代はピアノが得意だったが、結婚後はやっていない



「①家族としての思い・手助け」「②本人たちの思い・希望」「③お隣さんなどができること」で出された主な意見は次のとおりです。

ワーク① 「家族としての思い・手助け」で出された主な意見

**あなたは、塩尻夫妻の家族です。
現在は、東京に住んでいて遠方から夫妻の生活を心配しています。
家族としてどんなことをしてあげたいですか？**

- 電話や手紙などで定期的に連絡を取る
- 定期的に様子を見に行く
- ICT*を活用し、連絡や見守りを行う
- 同居・近居を検討する
- 公的なサービスの利用を検討する
- ご近所の知人・友人や民生児童委員に相談する
- まわりに相談しながらサポートしていくなど

ワーク② 「本人たちの思い・希望」で出された主な意見

**もし自分が太郎さん、花子さんだったら…
どんなことが困りますか？
どのようなお手伝いがあったらよいですか？**

- 病気・生活・経済的なことなど、様々な不安を感じる
- 仲間・友人に会いたい
- ご近所の人と話したい
- 買い物や病院などに行きたい
- 誰かに相談したい
- 公的機関にも相談したい
- できることは自分でやりたい
- 家族の同居・近居という思いは嬉しいが、できれば二人で、自宅で暮らしたいなど

ワーク③ 「お隣さんなどができること」で出された主な意見

**あなたの隣近所に、太郎さんと花子さんが住んでいたら、
どんなことならできそうですか？**

- 郵便ポストに新聞等がたまっていないか、電気がついているかなど、様子を気にかける
- 広報など近所での配りものをする時は、直接会って手渡し、話を聞きたい
- お茶のみ友達になりたい
- 買い物、家事、ゴミ出し、雪かきなど可能な範囲で手伝いたい。買い物など外出するときに一緒にいかないかと声をかけたい
- ご近所で老夫婦の状況を理解しようと声をかけたい
- 花子さんが得意なこと（花の育て方やピアノなど）を教えてもらいたい。太郎さんと畑仕事を一緒にしたい
- 老夫婦の家族と連絡先を交換し、情報共有やいざという時に連絡できる体制をつくりたい
- 一方で余計なお世話にならないか不安も感じる
- 支援が必要な時は、公的支援につなぎたい。利用をすすめたいなど

4-2

これからのまちづくりを考える（福祉以外の幅広い分野）

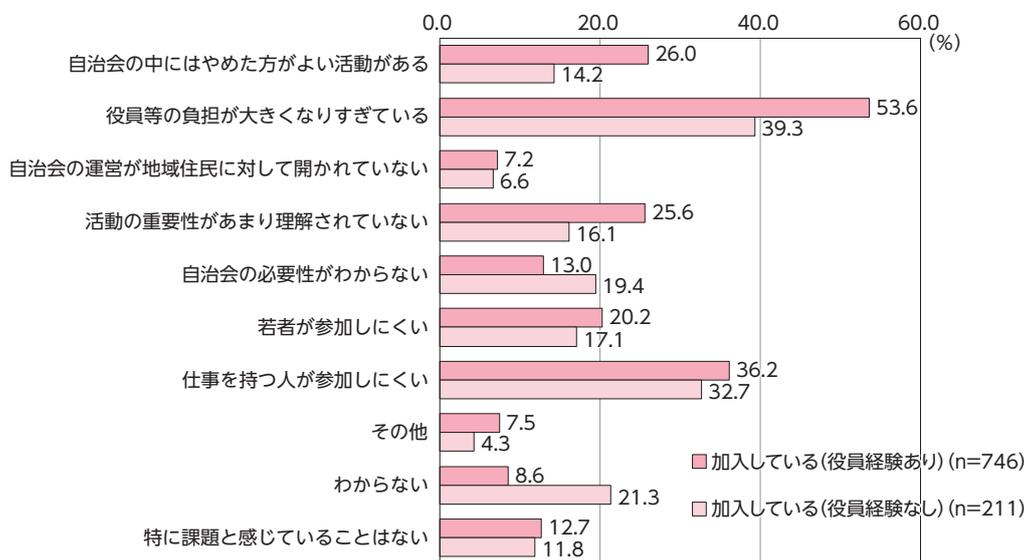
目指す姿

多様な価値観や生活様式を踏まえ、時代にあった持続可能な地域づくりが行われています。

施策の方向性

- 住民や子どもが増え、地域行事が活発だった時代のまちづくりは変化し、人口減少・少子高齢化が進展するなかで、多様な価値観や生活様式を持つ住民によるまちづくりが求められています。
- 多様な考え方があり、地域活動に投入できるマンパワーも減っていきななかで、各地域で活動内容の見直しやより効率的で効果的な進め方などを考え、地域を協働で運営していくことを支援します。
- 住民が快適で安全に生活していけるように、防災・防犯・清掃・交流などの住民共通の暮らしの課題や行事に対応していくことが必要です。

図表 40 役員経験別 現在の自治会の活動で、課題に感じていること



出典：令和4（2022）年度市民アンケート

活動指標

指標名	現状値 【基準年度】	目標値 【令和8(2026)年度】
地域活性化事業に係る補助金等により地域ごとに事業に取り組んだ件数	20件 【令和5(2023)年度】	20件
区や地域にはどんな人の意見でも受け入れる雰囲気があると思う市民の割合	16.3% 【令和5(2023)年度】	21.3%

主な取組

取組1：地区の実情に合わせた持続可能な地域活動の実践

	内容	担当
1	<自治組織の見直し> ●【拡充】自治会の役員等の負担が大きくなっているため、市からの依頼事項等を軽減するとともに、自治組織の見直しや活動を支援します。 ●自治会以外の多様な主体による地域づくり活動の創出を支援します。	地域づくり課 市社協
2	<地域づくり活動への支援の充実> ●地域づくりへの多様な主体の参画を促すため、地域の課題解決や人材育成につながる取組を支援し、地域で行われている活動の活性化を図ります。	地域づくり課 市社協

取組2：緊急時に備えた地域づくり

	内容	担当
1	<地区の防災訓練・避難所運営マニュアルの推進> ●塩尻市避難所運営マニュアル策定指針をもとに、全地区で策定が完了した避難所運営マニュアルを周知します。 ●地区ごとの防災マップ作成支援及び防災訓練実施時の支援を行います。	危機管理課
2	<自主防災組織の整備支援> ●自主防災組織の資機材など整備を支援するとともに、地域住民による災害時の初動対応及び避難体制などを整備・強化します。	危機管理課
3	<地区防犯活動の支援> ●地域の防犯活動などを行っている塩尻・朝日防犯協会連合会の活動等を支援します。	危機管理課 地域づくり課 支所・地区担当

地域・市民の皆さん こんなことから始めてみよう!

- ◇地域で行われている行事や環境整備作業に参加してみよう。
- ◇日頃から地域の防災や防犯に関する情報に関心を持とう。
- ◇普段から災害に備え、避難所を把握したり、食料を備蓄したりするなどの準備をしよう。

